

上下水道だより

上下水道局お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)
電話・ファクス番号は、間違いのないようお願いいたします。

引っ越ししたら届け出を

ID 1001654

〈水道の使用を開始・中止、使用者の名義変更などをしたら届け出が必要です〉

使用者番号を確認のうえ、上下水道局お客さまセンターに電話またはホームページから申し込んでください。使用者番号は水道料金の領収書やお知らせなどに記載しています。使用者番号が不明の場合は、玄関に貼ってある水栓番号やメーターのふたの番号を確認してください。

水道・下水道使用水量等のお知らせ		使用 者 番 号	こちらを確認ください
東洋町1-3		使用 期 分	令和 年 月 日
		使用 期 限	令和 年 月 日 まで
		水 栓 番 号	0000
		メ ー タ ー 番 号	0000
		非 法 一 般 用	○
		戸 数	○

使用者番号や
水栓番号の
ご確認を



申し込みはこちら

◎表札掲示などにご協力ください

納入通知書などの郵便物がお手元に届かない場合がありますので、表札を掲示するなど郵便物が届くようにご協力をお願いします。

これから引っ越しシーズンを迎えます。水道は電気やガスと違い、自治体が運営していますので、お引っ越しされる時は転出先・転入先それぞれの自治体に届け出が必要です。また、市内転居の場合も届け出をお忘れなく。

なお、上下水道料金がマンションの管理組合などから請求されている場合は、お住まいの管理組合などにお問い合わせください。

水道メーターの検針にご協力ください

水道料金は2か月に1度、検針員が行う水道メーターの検針により算定しています。

水道メーターの検針は、他にも漏水の発見など大切な役割を果たしています。

能率よく正確な検針を行えるようご協力をお願いします。



◁メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めたりしないでください



▷飼犬などは、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください

上下水道局お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)

ID 1028021

水道水フッ素およびその化合物検査結果

採水場所	系 統	採水月日	
		12月1日	1月5日
すみれガ丘	惣川浄水場	0.15	0.20
ゆずり葉台	惣川浄水場(生瀬経由)	0.15	0.20
長尾台	小浜浄水場(川面経由)	0.22	0.30
安倉中	小浜浄水場	0.27	0.30
東洋町	阪神水道	0.08	0.07
中山桜台	小浜・県営水道	0.18	0.18
大原野	小浜・県営水道	0.18	0.17
武庫山	惣川・阪神水道	0.14	0.09

単位=mg/ℓ、厚生労働省の水質基準は0.8mg/ℓ以下です。

上下水道局浄水課(水質検査室)
(☎83・6940 FAX83・6941)

水道メーターの法定取り替え

ID 1012071

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、本市でも地域ごとに取り替えています。3月の取替対象地区は下記のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを委託業者が投函します。

都合の悪い場合は、お知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。詳しくは、上下水道局お客さまセンター(☎73・3988)へ。

実施期間 3月3日(水)～26日(金)

対象地区 宝梅、寿楽荘、宝松苑、逆瀬台、青葉台、光ガ丘、武庫山、梅野町、湯本町、紅葉ガ丘、月見山、長寿ガ丘、ゆずり葉台